



学校適正配置のあり方



V 学校適正配置のあり方

1 学校適正配置の必要性

本市には、急激な宅地開発等が進む地域があり、児童生徒数の急増により、学校の大規模化が進行し、教室数不足が深刻な問題となっている一方、人口流入がない地域では、児童生徒の増加が見込まれず、学校の小規模化が進んでおり、学校規模の差が拡大している状況です。

このような中、本市がめざす学校教育の基本理念「だれもが輝き ともにばたく いんぎの学び」を実現するためには、学校規模の適正化を図ることが必要であり、学校の小規模化・大規模化によって生じる教育指導面・学校運営面での諸課題を解消し、子ども達の未来に向けより良い教育環境を創造していくことが重要です。

そのためには、適正な学校規模に基づく学校の適正配置を進めていくことが必要と考えます。

2 学校適正配置の基本的な考え方

「印西市教育振興基本計画」に示されている学校教育を推進し、学校規模に係る様々な問題や課題を克服するとともに、これからの新しい教育の流れに積極的に対応していくためには、学校規模の適正化を図ることは極めて重要なことです。

市全体として、適正な学校配置を実現するためには、個々の小中学校に対して、学校適正規模の区分をただ単純に適用し、機械的に再配置を行っていただけでは難しいと考えます。

具体的には、小中学校という学校種による教育上の特性、児童生徒の心身の発達段階の違い、通学距離・通学手段・安全確保の問題、学校と地域社会との関わり、保護者や地域の理解など、多くの留意すべき事項が存在しており、児童生徒への影響等をできるだけ少なくするよう配慮しながら検討を行う必要があります。

さらに、単に現在の学校規模だけではなく、児童生徒数の将来予測等を踏まえ、将来に向けて学校の良好な教育環境を維持していくという中長期的な視点に立って、学校の適正規模を安定的に確保していくことが必要です。

そのためには、印西市全体の小中学校の配置について見直しを行い、中長期的な展望のもと、バランスのよい再配置構想を策定し、学校適正配置を推進していくことが重要です。

なお、学校適正配置の推進にあたっては、特色ある学校・教育づくりの推進、義務教育学校、小規模特認校制度、通学区域制度の弾力的な運用などの学校教育に関する様々な取り組みや財政状況の検討を行うなど、総合的な検討を行っていく必要があると考えます。



3 学校適正配置の視点

学校適正配置は、以下の視点により進めることとします。

視点1 教育理念の実現

本市がめざす学校教育の基本理念「だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び」を実現するための取り組みとして、学校適正配置を行います。

視点2 学校規模の適正化

学校の小規模化・大規模化によって生じる課題を解消するため、小中学校共に12から24学級まで（義務教育学校においては、18から36学級まで）を学校適正規模の基準として、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の向上をめざした学校適正配置を行います。

視点3 通学距離と通学時間の配慮

通学が児童生徒にとって過度な負担にならないよう、通学距離については、国の基準に準じて、小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内を原則とします。

また、通学時間については、交通機関の利用を含め、おおむね1時間以内を原則とします。

（参考）国の基準

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

視点4 地域特性への配慮

学校が持つ多様な機能に留意し、地域の歴史や学校との社会的なつながりに配慮した学校適正配置を行います。



4 学校適正配置の取り組み方について

(1) 学校適正配置の実施方策

本市における学校適正配置の主な手法としては、「通学区域の見直し」、「学校選択制の導入」、「学校の統合」、「学校の分離・新設」が考えられます。

1つ目の「通学区域の見直し」については、適正化を検討する範囲にある学校の通学区域と、隣接する学校の通学区域の一部を変更することで、学校規模の適正化を図ります。

なお、通学区域の見直しを行う場合は、地域の歴史や学校との社会的な繋がりなどの地域特性に留意することとします。

2つ目の「学校選択制の導入」については、自由選択制（当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの）、ブロック選択制（当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの）、隣接区域選択制（従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの）、特認校制（従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの）、特定地域選択制（従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの）がありますが、本市では、「ブロック選択制」、「特認校制」及び「特定地域選択制」の導入が考えられます。

3つ目の「学校の統合」については、多様な形態が考えられますが、本市では、「小学校同士・中学校同士の統合」、「小学校と中学校を統合し、施設一体型の義務教育学校を新設（前期・後期課程を同じ敷地に一体的に設置）」、「小学校と中学校を統合し、施設分離型の義務教育学校を新設（前期・後期課程を隣接していない異なる敷地に分割して設置）」が考えられます。

4つ目の「学校の分離・新設」については、適正規模を超える学校について、必要な施策を講じても適正規模が安定的に確保できない場合に、学校を分離または新設することによって学校規模の適正化を図ることを検討するものです。

また、小規模校及び大規模校を解消し学校規模の適正化を図るためには、それぞれに適した対応が必要であることから、本市の学校適正配置については、次の方策により実施することとしますが、適正配置等の状況によっては、異なるケースも考えられることから、実施方策を進める中で、より適正と判断した場合は、この原則に縛られるものではありません。



① 小規模校の対応

小規模校については、中学校区ごとに学校適正配置の実施方策（「通学区域の見直し」、「学校選択制の導入」、「学校の統合」）を検討します。

なお、各中学校区における実施方策を実施しても、適正規模に満たない学校については、隣接する中学校区との学校の統合を検討します。

② 大規模校の対応

大規模校については、中学校区ごとに学校適正配置の実施方策（「通学区域の見直し」、「学校選択制の導入」）を検討します。

ただし、検討するにあたっては様々な課題検討や実施までに相当の期間が必要となることから、学校施設の増改築についても、合わせて検討することとし、学校施設の増改築で対応する場合には、特別教室の設置、運動する場や遊びのスペースの確保、人的配置の充実などについて、考慮する必要があると考えます。

なお、「学校の分離・新設」については、現実的な問題として、大規模校の学校区内に学校用地を確保することは困難であると考えますが、状況に応じて、検討します。



(2) 各中学校区における実施方策の考察

教室保有数（総数、普通教室数、小スペース教室（普通教室の面積基準は満たさないが、特別支援学級の教室として使用できる教室）数）、児童生徒数の推移、学級数の推移、学校規模の推移、通学区域、スクールバスの運行状況、学区外就学の状況を踏まえ、各中学校区ごとに「通学区域の見直し」、「学校選択制の導入」、「学校の統合」の手法について、それぞれ検討を行いました。

① 印西中学校区

項目	木下小学校	大森小学校	印西中学校
①所在地	印西市木下1502	印西市大森3350	印西市大森2244
②開校年	明治6年	明治26年	昭和33年
③教室保有数 ※R5.4.1時点	総数17教室 ・普通教室：17教室 ・小スペース教室：0教室	総数16教室 ・普通教室：15教室 ・小スペース教室：1教室	総数20教室 ・普通教室：18教室 ・小スペース教室：2教室
④児童生徒数の推移	R5：214名→R11：205名 ※9名の減	R5：173名→R11：230名 ※57名の増	R5：240名→R11：165名 ※75名の減
⑤通常学級数の推移	R5：9学級→R11：9学級 ※増減なし	R5：6学級→R11：9学級 ※3学級の増	R5：7学級→R11：6学級 ※1学級の減
⑥特別支援学級数の推移	R5：2学級→R11：2学級 ※増減なし	R5：2学級→R11：3学級 ※1学級の増	R5：3学級→R11：2学級 ※1学級の減
⑦学校規模の推移	R5：小規模 →R11：小規模	R5：小規模 →R11：小規模	R5：小規模 →R11：小規模
⑧通学区域 ※遠距離通学者 は、R5.5.1時点 の在校生	・東西：約3.7km ・南北：約4.2km ・遠距離通学者 道路約4.0km	・東西：約4.3km ・南北：約4.7km ・遠距離通学者 道路約2.5km	・東西：約9.2km ・南北：約4.8km ・遠距離通学者 道路約5.6km
⑨スクールバスの運行	なし	なし	なし
⑩学区外就学の状況（出） ※各年5月1日現在 ※学区の児童生徒数は4月1日現在	R5：22名 /学区の児童数237名 （割合：約9.3%） R4：18名、R3：21名、 主な就学先：牧の原小	R5：34名 /学区の児童数201名 （割合：約16.9%） R4：27名、R3：14名 主な就学先：原山小、木下小	R5：10名 /学区の生徒数272名 （割合：約3.7%） R4：16名、R3：13名 主な就学先：原山中、滝野中
⑪学区外就学の状況（入） ※R5.5.1現在	7名 主な指定校：大森小	8名 主な指定校：木刈小	4名 主な指定校：小林中
⑫隣接する中学校区	船穂中学校区、木刈中学校区、小林中学校区、原山中学校区、西の原中学校区、本埜中学校区、滝野中学校区		



【印西中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区の見直し				・通学区の見直しを行っても、適正規模化するの難しい。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・特定の学校に希望が集中することにより、学校規模が小規模化するおそれがある。
③学校選択制の導入 (特認校制)				・小規模校(過小)がないため、小規模特認校制度(従来の通学区は残したままで、特定の小規模の学校において、通学区に関係なく、印西市内のどこからでも就学を認める制度)の導入はできない。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)				・特定地域選択制を導入しても、適正規模化するの難しい。
⑤学校の統合 (小学校同士)	木下小 +大森小	適正規模	木下小: × 大森小: ×	・学校規模が適正規模になる。 ・両校のR11の児童数にあまり差がないため、どちらの学校を存続校にするか検討する必要がある。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	木下小 +大森小 +印西中	・前期課程 →適正規模	木下小: × 大森小: × 印西中: ×	・前期課程が適正規模になる。 ・学校施設の増改築等の対応が必要となる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	木下小 +大森小 +印西中	・後期課程 →小規模 ・全体 →適正規模		・前期課程が適正規模になる。 ・施設受入面等を考慮した学年段階の区切りの設定や合同授業・交流活動の効率化などについて検討が必要となる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数
×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移(学校の統合後)

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新 義務教育学校 (前期課程)	370	13	377	14	387	14	419	15	421	15	435	15
新 義務教育学校 (後期課程)	221	7	217	7	202	7	175	6	169	6	165	6
新 義務教育学校 (全体)	591	20	594	21	589	21	594	21	590	21	600	21

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和11年度の特別支援学級数：前期課程4学級・後期課程2学級



② 船穂中学校区

項目	船穂小学校	高花小学校	船穂中学校
①所在地	印西市船尾1292	印西市高花2-4	印西市高花1-3
②開校年	明治6年	平成3年	昭和22年
③教室保有数 ※R5.4.1時点	総数8教室 ▪普通教室：8教室 ▪小スペース教室：0教室	総数27教室 ▪普通教室：26教室 ▪小スペース教室：1教室	総数11教室 ▪普通教室：10教室 ▪小スペース教室：1教室
④児童生徒数の推移	R5：47名→R11：82名 ※35名の増	R5：303名→R11：260名 ※43名の減	R5：183名→R11：164名 ※19名の減
⑤通常学級数の推移	R5：5学級→R11：6学級 ※1学級の増	R5：12学級→R11：11学級 ※1学級の減	R5：6学級→R11：6学級 ※増減なし
⑥特別支援学級数の推移	R5：2学級→R11：2学級 ※増減なし	R5：4学級→R11：3学級 ※1学級の減	R5：2学級→R11：2学級 ※増減なし
⑦学校規模の推移	R5：小規模（過小） →R11：小規模	R5：適正規模 →R11：小規模	R5：小規模 →R11：小規模
⑧通学区域 ※遠距離通学者 は、R5.5.1時点 の在校生	▪東西：約5.2km ▪南北：約3.5km ▪遠距離通学者 道路約1.9km	▪東西：約1.4km ▪南北：約2.5km ▪遠距離通学者 道路約2.8km	▪東西：約5.2km ▪南北：約5.2km ▪遠距離通学者 道路約4.9km
⑨スクールバスの運行	なし	なし	なし
⑩学区外就学の状況（出） ※各年5月1日現在 ※学区の児童生徒数は4月1日現在	R5：30名 /学区の児童数63名 （割合：約47.6%） R4：22名、R3：22名 主な就学先：高花小、内野小	R5：7名 /学区の児童数275名 （割合：約2.5%） R4：8名、R3：9名 主な就学先：西の原小	R5：11名 /学区の生徒数206名 （割合：約5.3%） R4：8名、R3：7名 主な就学先：原山中、西の原中
⑪学区外就学の状況（入） ※R5.5.1現在	19名 主な指定校：原小、小倉台小、 牧の原小	35名 主な指定校：船穂小	10名 主な指定校：西の原中
⑫隣接する中学校区	印西中学校区、木刈中学校区、原山中学校区、西の原中学校区、印旛中学校区		



【船穂中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区の見直し				・通学区の見直しを行っても、適正規模化するのは難しい。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・特定の学校に希望が集中することにより、小規模校がより小規模化するおそれがある。
③学校選択制の導入 (特認校制)	船穂小学校における小規模特認校制度の導入			・令和5年度から船穂小学校における小規模特認校制度を実施。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)				・特定地域選択制を導入しても、適正規模化するのは難しい。
⑤学校の統合 (小学校同士)	船穂小 + 高花小	適正規模	船穂小：× 高花小：○	<ul style="list-style-type: none"> ・学校規模が適正規模になる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。 ・令和5年度から実施している船穂小学校における小規模特認校制度の効果の検証が必要である。
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	船穂小 + 高花小 + 船穂中	<ul style="list-style-type: none"> ・前期課程 → 適正規模 ・後期課程 → 小規模 ・全体 → 適正規模 	船穂小：× 高花小：○ 船穂中：×	<ul style="list-style-type: none"> ・前期課程が適正規模になる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。 ・既存学校施設を活用する場合には、プールの水深や家具の寸法の違いなど施設上の課題を把握する必要がある。
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	船穂小 + 高花小 + 船穂中			<ul style="list-style-type: none"> ・前期課程が適正規模になる。 ・施設受入面等を考慮した学年段階の区切りの設定や合同授業・交流活動の効率化などについて検討が必要となる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数
×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移（学校の統合後）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新 義務教育学校 (前期課程)	327	12	328	12	351	13	343	13	354	13	342	13
新 義務教育学校 (後期課程)	182	6	164	6	162	6	159	6	154	6	164	6
新 義務教育学校 (全体)	509	18	492	18	513	19	502	19	508	19	506	19

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和11年度の特別支援学級数：前期課程4学級・後期課程2学級



③ 木刈中学校区

項目	木刈小学校	小倉台小学校	木刈中学校
①所在地	印西市木刈 2-6	印西市小倉台 2-3	印西市木刈 2-1
②開校年	昭和 59 年	平成 3 年	昭和 59 年
③教室保有数 ※R5.4.1 時点	総数 26 教室 ▪ 普通教室：26 教室 ▪ 小スペース教室：0 教室	総数 45 教室 ▪ 普通教室：44 教室 ▪ 小スペース教室：1 教室	総数 32 教室 ▪ 普通教室：32 教室 ▪ 小スペース教室：0 教室
④児童生徒数の推移	R5：534 名→R11：280 名 ※254 名の減	R5：1,132 名→R11：1,006 名 ※126 名の減	R5：818 名→R11：859 名 ※41 名の増
⑤通常学級数の推移	R5：18 学級→R11：11 学級 ※7 学級の減	R5：32 学級→R11：32 学級 ※増減なし	R5：22 学級→R11：25 学級 ※3 学級の増
⑥特別支援学級数の推移	R5：2 学級→R11：2 学級 ※増減なし	R5：7 学級→R11：5 学級 ※2 学級の減	R5：3 学級→R11：4 学級 ※1 学級の増
⑦学校規模の推移	R5：適正規模 →R11：小規模	R5：大規模（過大） →R11：大規模（過大）	R5：適正規模 →R11：大規模
⑧通学区 ※遠距離通学者 は、R5.5.1 時点 の在校生	▪ 東西：約 4.0km ▪ 南北：約 3.5km ▪ 遠距離通学者 道路約 3.7km ※スクールバス利用者の ため、道路はバスルート を基に算定	▪ 東西：約 1.1km ▪ 南北：約 2.1km ▪ 遠距離通学者 道路約 1.6km	▪ 東西：約 4.0km ▪ 南北：約 5.0km ▪ 遠距離通学者 道路約 3.9km
⑨スクールバスの 運行	あり	なし	なし
⑩学区外就学の 状況（出） ※各年 5 月 1 日 現在 ※学区の児童生徒 数は 4 月 1 日 現在	R5：8 名 /学区の児童数 551 名 （割合：約 1.5%） R4：8 名、R3：6 名 主な就学先：大森小	R5：65 名 /学区の児童数 1,223 名 （割合：約 5.3%） R4：75 名、R3：63 名 主な就学先：内野小、船穂小	R5：16 名 /学区の生徒数 930 名 （割合：約 1.7%） R4：12 名、R3：12 名 主な就学先：原山中
⑪学区外就学の 状況（入） ※R5.5.1 現在	2 名 主な指定校：小倉台小	1 名 主な指定校：内野小	1 名 主な指定校：原山中
⑫隣接する中学校 区	印西中学校区、船穂中学校区、原山中学校区		



【木刈中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区の見直し				・通学区の見直しを行っても、小倉台小学校の大規模校（過大）を解消することは難しい。
②学校選択制の導入（ブロック選択制）				・小倉台小学校が大規模校（過大）であるため、ブロック選択制の導入はできない。
③学校選択制の導入（特認校制）				・小規模校（過小）がないため、小規模特認校制度の導入はできない。
④学校選択制の導入（特定地域選択制）	小倉台小学校区から木刈小学校区への通学区制度の弾力的な運用の導入			・小倉台小学校の児童数が数十人程度減少することが見込まれる。
⑤学校の統合（小学校同士）	木刈小 ＋小倉台小	大規模（過大）	木刈小：× 小倉台小：×	・学校規模が大規模（過大）になってしまう。 ・学校の統合に対応できる学校施設の増築場所を各学校用地内で確保することが難しいため、学校の統合はできない。
⑥学校の統合（施設一体型の義務教育学校）	木刈小 ＋小倉台小 ＋木刈中	・前期課程 →大規模（過大） ・後期課程 →大規模	木刈小：× 小倉台小：× 木刈中：×	
⑦学校の統合（施設分離型の義務教育学校）	木刈小 ＋小倉台小 ＋木刈中	・全体 →適正規模を超える		

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR11学級数＋R11特別支援学級数
×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR11学級数＋R11特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移（学校の統合後）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新 義務教育学校（前期課程）	1,699	52	1,603	49	1,568	48	1,450	45	1,371	42	1,286	40
新 義務教育学校（後期課程）	945	27	952	27	924	27	929	27	893	25	859	25
新 義務教育学校（全体）	2,644	79	2,555	76	2,492	75	2,379	72	2,264	67	2,145	65

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和11年度の特別支援学級数：前期課程7学級・後期課程4学級



④ 小林中学校区

項目	小林小学校	小林北小学校	小林中学校
①所在地	印西市小林2448-2	印西市小林北5-1-5	印西市小林大門下1-4-1
②開校年	明治7年	平成3年	平成2年
③教室保有数 ※R5.4.1時点	総数18教室 ・普通教室：16教室 ・小スペース教室：2教室	総数17教室 ・普通教室：16教室 ・小スペース教室：1教室	総数15教室 ・普通教室：15教室 ・小スペース教室：0教室
④児童生徒数の 推移	R5：275名→R11：238名 ※37名の減	R5：147名→R11：87名 ※60名の減	R5：182名→R11：207名 ※25名の増
⑤通常学級数の 推移	R5：10学級→R11：11学級 ※1学級の増	R5：6学級→R11：6学級 ※増減なし	R5：6学級→R11：6学級 ※増減なし
⑥特別支援学級数 の推移	R5：3学級→R11：2学級 ※1学級の減	R5：2学級→R11：2学級 ※増減なし	R5：2学級→R11：3学級 ※1学級の増
⑦学校規模の推移	R5：小規模 →R11：小規模	R5：小規模 →R11：小規模	R5：小規模 →R11：小規模
⑧通学区 ※遠距離通学者 は、R5.5.1時点 の在校生	・東西：約2.3km ・南北：約2.3km ・遠距離通学者 道路約2.4km	・東西：約1.5km ・南北：約2.0km ・遠距離通学者 道路約1.6km	・東西：約3.1km ・南北：約2.3km ・遠距離通学者 道路約3.0km
⑨スクールバスの 運行	なし	なし	なし
⑩学区外就学の 状況（出） ※各年5月1日 現在 ※学区の児童生徒 数は4月1日 現在	R5：1名 /学区の児童数274名 （割合：約0.4%） R4：3名、R3：3名 主な就学先：小林北小	R5：1名 /学区の児童数145名 （割合：約0.7%） R4：1名、R3：0名 主な就学先：滝野小	R5：9名 /学区の生徒数188名 （割合：約4.8%） R4：10名、R3：10名 主な就学先：印西中、滝野中、 本埜中
⑪学区外就学の 状況（入） ※R5.5.1現在	7名 主な指定校：本埜小	4名 主な指定校：小林小	9名 主な指定校：本埜中
⑫隣接する中学校 区	印西中学校区、本埜中学校区		



【小林中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区域の見直し				・通学区域の見直しを行っても、適正規模化するの難しい。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・特定の学校に希望が集中することにより、学校規模が小規模化するおそれがある。
③学校選択制の導入 (特認校制)	小林北小学校における小規模特認校制度の導入			・令和5年度から実施している船穂小学校における小規模特認校制度の効果の検証が必要である。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)				・特定地域選択制を導入しても、適正規模化するの難しい。
⑤学校の統合 (小学校同士)	小林小 +小林北小	適正規模	小林小：○ 小林北小：○	・学校規模が適正規模になる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	小林小 +小林北小 +小林中	・前期課程 →適正規模	小林小：× 小林北小：× 小林中：×	・前期課程が適正規模になる。 ・学校施設の増改築等の対応が必要となる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	小林小 +小林北小 +小林中	・後期課程 →小規模 ・全体 →適正規模		・前期課程が適正規模になる。 ・施設受入面等を考慮した学年段階の区切りの設定や合同授業・交流活動の効率化などについて検討が必要となる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数
×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移（学校の統合後）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新 義務教育学校 (前期課程)	407	14	407	14	385	13	362	12	350	12	325	12
新 義務教育学校 (後期課程)	185	6	185	6	194	7	207	7	210	6	207	6
新 義務教育学校 (全体)	592	20	592	20	579	20	569	19	560	18	532	18

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和11年度の特別支援学級数：前期課程3学級・後期課程3学級



⑤ 原山中学校区

項目	内野小学校	原山小学校	原山中学校
①所在地	印西市内野1-1	印西市原山3-4	印西市原山1-2
②開校年	昭和59年	平成元年	平成2年
③教室保有数 ※R5.4.1時点	総数27教室 ・普通教室：23教室 ・小スペース教室：4教室	総数26教室 ・普通教室：25教室 ・小スペース教室：1教室	総数21教室 ・普通教室：21教室 ・小スペース教室：0教室
④児童生徒数の 推移	R5：613名→R11：594名 ※19名の減	R5：253名→R11：137名 ※116名の減	R5：278名→R11：423名 ※145名の増
⑤通常学級数の 推移	R5：20学級→R11：20学級 ※増減なし	R5：12学級→R11：6学級 ※6学級の減	R5：9学級→R11：12学級 ※3学級の増
⑥特別支援学級数 の推移	R5：6学級→R11：5学級 ※1学級の減	R5：3学級→R11：2学級 ※1学級の減	R5：3学級→R11：5学級 ※2学級の増
⑦学校規模の推移	R5：適正規模 →R11：適正規模	R5：適正規模 →R11：小規模	R5：小規模 →R11：適正規模
⑧通学区域 ※遠距離通学者 は、R5.5.1時点 の在校生	・東西：約1.5km ・南北：約1.8km ・遠距離通学者 道路約1.8km	・東西：約1.4km ・南北：約2.1km ・遠距離通学者 道路約0.7km	・東西：約1.8km ・南北：約3.3km ・遠距離通学者 道路約2.7km
⑨スクールバスの 運行	なし	なし	なし
⑩学区外就学の 状況（出） ※各年5月1日 現在 ※学区の児童生徒 数は4月1日 現在	R5：2名 /学区の児童数549名 （割合：約0.4%） R4：3名、R3：1名 主な就学先：小倉台小、船穂小	R5：2名 /学区の児童数226名 （割合：約0.9%） R4：0名、R3：2名 主な就学先：大森小、内野小	R5：4名 /学区の生徒数308名 （割合：約1.3%） R4：6名、R3：4名 主な就学先：船穂中
⑪学区外就学の 状況（入） ※R5.5.1現在	66名 主な指定校：小倉台小、船穂小	30名 主な指定校：大森小	23名 主な指定校：木刈中、船穂中
⑫隣接する中学校 区	印西中学校区、船穂中学校区、木刈中学校区		



【原山中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区の見直し				・通学区の見直しを行っても、原山小学校を適正規模化するのは難しい。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・内野小学校の教室数が不足するおそれがあるため、ブロック選択制を導入するのは難しい。
③学校選択制の導入 (特認校制)	原山小学校における小規模特認校制度の導入			・令和5年度から実施している船穂小学校における小規模特認校制度の効果の検証が必要である。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)	内野小学校区から原山小学校区への通学区区域制度の弾力的な運用の導入			・令和5年度から内野小学校区から原山小学校区への通学区区域制度の弾力的な運用を実施。
⑤学校の統合 (小学校同士)	内野小 + 原山小	適正規模	内野小：× 原山小：×	・学校規模が適正規模になる。 ・学校施設の増改築等の対応が必要となる。
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	内野小 + 原山小 + 原山中	・前期課程 →適正規模 ・後期課程 →適正規模	内野小：× 原山小：× 原山中：×	・学校規模が適正規模になる。 ・学校施設の増改築等の対応が必要となる。
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	内野小 + 原山小 + 原山中	・全体 →適正規模		

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数
×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移（学校の統合後）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新 義務教育学校 (前期課程)	832	26	856	27	843	27	797	25	773	25	731	24
新 義務教育学校 (後期課程)	301	9	317	10	347	11	404	13	423	12	423	12
新 義務教育学校 (全体)	1,133	35	1,173	37	1,190	38	1,201	38	1,196	37	1,154	36

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和11年度の特別支援学級数：前期課程7学級・後期課程5学級



⑥ 西の原中学校区

項目	西の原小学校	原小学校	西の原中学校 ※牧の原小学校の一部の 区域を含む。
①所在地	印西市西の原 2-7	印西市原 3-5	印西市西の原 1-3
②開校年	平成 6 年	平成 8 年	平成 6 年
③教室保有数 ※R5.4.1 時点	総数 27 教室 ・普通教室：24 教室 ・小スペース教室：3 教室	総数 46 教室 ・普通教室：42 教室 ・小スペース教室：4 教室	総数 28 教室 ・普通教室：24 教室 ・小スペース教室：4 教室
④児童生徒数の 推移	R5：643 名→R11：642 名 ※1 名の減	R5：1,182 名→R11：1,678 名 ※496 名の増	R5：701 名→R11：1,264 名 ※563 名の増
⑤通常学級数の 推移	R5：20 学級→R11：20 学級 ※増減なし	R5：34 学級→R11：50 学級 ※16 学級の増	R5：19 学級→R11：36 学級 ※17 学級の増
⑥特別支援学級数 の推移	R5：6 学級→R11：6 学級 ※増減なし	R5：7 学級→R11：9 学級 ※2 学級の増	R5：3 学級→R11：5 学級 ※2 学級の増
⑦学校規模の推移	R5：適正規模 →R11：適正規模	R5：大規模（過大） →R11：大規模（過大）	R5：適正規模 →R11：大規模（過大）
⑧通学区域 ※遠距離通学者 は、R5.5.1 時点 の在校生	・東西：約 2.1km ・南北：約 3.7m ・遠距離通学者 道路約 1.8km	・東西：約 3.0km ・南北：約 3.5km ・遠距離通学者 道路約 2.3km	・東西：約 3.9km ・南北：約 5.3km ・遠距離通学者 道路約 4.0km
⑨スクールバスの 運行	なし	なし	なし
⑩学区外就学の 状況（出） ※各年 5 月 1 日 現在 ※学区の児童生徒 数は 4 月 1 日 現在	R5：35 名 /学区の児童数 684 名 （割合：約 5.1%） R4：35 名、R3：58 名 主な就学先：原小、高花小	R5：12 名 /学区の児童数 1,186 名 （割合：約 1.0%） R4：5 名、R3：7 名 主な就学先：船穂小、高花小	R5：32 名 /学区の生徒数 806 名 （割合：約 4.0%） R4：40 名、R3：26 名 主な就学先：滝野中、船穂中
⑪学区外就学の 状況（入） ※R5.5.1 現在	5 名 主な指定校：高花小	25 名 主な指定校：西の原小	12 名 主な指定校：滝野中、船穂中
⑫隣接する中学校 区	印西中学校区、船穂中学校区、印旛中学校区、本埜中学校区、滝野中学校区		



【西の原中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区域の見直し				・通学区域の見直しを行っても、適正規模化するの難しい。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・西の原中学校区内の小学校は、全て大規模校になるため、ブロック選択制の導入はできない。
③学校選択制の導入 (特認校制)				・小規模校(過小)がないため、小規模特認校制度の導入はできない。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)				・西の原中学校区内の小学校は、大規模校になるため、西の原中学校区内での特定地域選択制の導入はできないが、令和5年度から西の原小学校区から高花小学校区への通学区域制度の弾力的な運用を実施。 また、原小学校区から高花小学校区等への通学区域制度の弾力的な運用についても、検討が必要である。
⑤学校の統合 (小学校同士)	西の原小 + 原小	大規模(過大)	西の原小: × 原小: ×	・学校規模が大規模(過大)になってしまう。 ・学校の統合に対応できる学校施設の増築場所を各学校用地内で確保することが難しいため、学校の統合はできない。
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	西の原小 + 原小 + 西の原中	・前期課程 →大規模(過大) ・後期課程 →大規模(過大)	西の原小: × 原小: × 西の原中: ×	
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	西の原小 + 原小 + 西の原中	・全体 →適正規模を超える		

※施設受入面：○…受入学校の教室総数 \geq 学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数
×…受入学校の教室総数 $<$ 学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移(学校の統合後)

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新 義務教育学校 (前期課程)	2,011	59	2,138	64	2,246	66	2,284	68	2,342	70	2,320	69
新 義務教育学校 (後期課程)	850	25	916	27	947	27	1,056	30	1,139	33	1,264	36
新 義務教育学校 (全体)	2,861	84	3,054	91	3,193	93	3,340	98	3,481	103	3,584	105

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和11年度の特別支援学級数：前期課程13学級・後期課程5学級



⑦ 印旛中学校区

項目	六合小学校	平賀小学校	いには野小学校	印旛中学校
①所在地	印西市瀬戸 1 5 8 0	印西市平賀 1 1 6 1 - 2	印西市若萩 3 - 9	印西市舞姫 2 - 1 - 1
②開校年	明治 6 年	平成 2 年	平成 1 2 年	昭和 5 0 年
③教室保有数 ※R5. 4. 1 時点	総数 1 6 教室 ・普通教室：1 6 教室 ・小スペース教室：0 教室	総数 1 3 教室 ・普通教室：1 3 教室 ・小スペース教室：0 教室	総数 2 0 教室 ・普通教室：1 9 教室 ・小スペース教室：1 教室	総数 1 9 教室 ・普通教室：1 8 教室 ・小スペース教室：1 教室
④児童生徒数の推移	R5：64 名 →R11：57 名 ※7 名の減	R5：86 名 →R11：51 名 ※35 名の減	R5：407 名 →R11：249 名 ※158 名の減	R5：328 名 →R11：239 名 ※89 名の減
⑤通常学級数の推移	R5：6 学級 →R11：6 学級 ※増減なし	R5：6 学級 →R11：6 学級 ※増減なし	R5：13 学級 →R11：10 学級 ※3 学級の減	R5：9 学級 →R11：8 学級 ※1 学級の減
⑥特別支援学級数の推移	R5：2 学級 →R11：2 学級 ※増減なし	R5：2 学級 →R11：2 学級 ※増減なし	R5：4 学級 →R11：2 学級 ※2 学級の減	R5：3 学級 →R11：2 学級 ※1 学級の減
⑦学校規模の推移	R5：小規模 →R11：小規模	R5：小規模 →R11：小規模	R5：適正規模 →R11：小規模	R5：小規模 →R11：小規模
⑧通学区 ※遠距離通学者 は、R5. 5. 1 時点 の在校生	・東西：約 4. 6km ・南北：約 6. 1km ・遠距離通学者 道路約 4. 1km ※スクールバス利用 者のため、道路はバ スルートを基に算定	・東西：約 2. 9km ・南北：約 3. 9km ・遠距離通学者 道路約 1. 7km	・東西：約 6. 7km ・南北：約 5. 5km ・遠距離通学者 道路約 8. 5km ※スクールバス利用 者のため、道路はバ スルートを基に算定	・東西：約 11. 4km ・南北：約 8. 0km ・遠距離通学者 道路約 9. 2km
⑨スクールバスの 運行	あり	なし	あり	なし
⑩学区外就学の 状況（出） ※各年 5 月 1 日 現在 ※学区の児童生徒 数は 4 月 1 日 現在	R5：20 名 /学区の児童数 82 名 （割合：約 24. 4%） R4：18 名、R3：16 名 主な就学先：いには野 小	R5：0 名 /学区の児童数 86 名 R4：1 名、R3：0 名 主な就学先：いには 野小	R5：0 名 /学区の生徒数 382 名 R4：1 名、R3：1 名 主な就学先：六合小	R5：0 名 /学区の生徒数 337 名 R4：0 名、R3：2 名 主な就学先：滝野中
⑪学区外就学の 状況（入） ※R5. 5. 1 現在	0 名	1 名 主な指定校：六合小	30 名 主な指定校：六合小、 本埜小	11 名 主な指定校：本埜中
⑫隣接する中学校 区	船穂中学校区、西の原中学校区、本埜中学校区			



【印旛中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区の見直し				・通学区の見直しを行っても、適正規模化するのは難しい。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・特定の学校に希望が集中することにより、小規模校がより小規模化するおそれがある。
③学校選択制の導入 (特認校制)	六合小学校、平賀小学校における小規模特認校制度の導入			・令和5年度から実施している船穂小学校における小規模特認校制度の効果の検証が必要である。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)				・特定地域選択制を導入しても、適正規模化するのは難しい。
⑤学校の統合 (小学校同士)	六合小 +平賀小 +いには野小	適正規模	六合小：× 平賀小：× いには野小：○	・学校規模が適正規模になる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	六合小 +平賀小 +いには野小 +印旛中	・前期課程 →適正規模 ・後期課程 →小規模 ・全体 →適正規模	六合小：× 平賀小：× いには野小：× 印旛中：×	・前期課程が適正規模になる。 ・学校施設の増改築等の対応が必要となる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	六合小 +平賀小 +いには野小 +印旛中			・前期課程が適正規模になる。 ・施設受入面等を考慮した学年段階の区切りの設定や合同授業・交流活動の効率化などについて検討が必要となる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数
×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移（学校の統合後）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新 義務教育学校 (前期課程)	498	17	461	16	445	15	417	14	379	13	357	13
新 義務教育学校 (後期課程)	319	10	309	9	288	9	261	8	248	8	239	8
新 義務教育学校 (全体)	817	27	770	25	733	24	678	22	627	21	596	21

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和11年度の特別支援学級数：前期課程4学級・後期課程2学級



⑧ 本埜中学校区

項目	本埜小学校	本埜中学校
①所在地	印西市中根 1 2 8 1 - 2	印西市笠神 2 5 0
②開校年	平成 3 1 年	昭和 2 2 年
③教室保有数 ※R5. 4. 1 時点	総数 7 教室 ▪ 普通教室：7 教室 ▪ 小スペース教室：0 教室	総数 8 教室 ▪ 普通教室：7 教室 ▪ 小スペース教室：1 教室
④児童生徒数の 推移	R5：77 名→R11：77 名 ※増減なし	R5：22 名→R11：31 名 ※9 名の増
⑤通常学級数の 推移	R5：6 学級→R11：6 学級 ※増減なし	R5：2 学級→R11：3 学級 ※1 学級の増
⑥特別支援学級数 の推移	R5：2 学級→R11：2 学級 ※増減なし	R5：2 学級→R11：2 学級 ※増減なし
⑦学校規模の推移	R5：小規模 →R11：小規模	R5：小規模（過小） →R11：小規模（過小）
⑧通学区域 ※遠距離通学者 は、R5. 5. 1 時点 の在校生	▪ 東西：約 8. 0km ▪ 南北：約 6. 6km ▪ 遠距離通学者 道路約 6. 5km ※スクールバス利用者の ため、道路はバスルート を基に算定	▪ 東西：約 8. 0km ▪ 南北：約 6. 6km ▪ 遠距離通学者 道路約 4. 1km
⑨スクールバスの 運行	あり	なし
⑩学区外就学の 状況（出） ※各年 5 月 1 日 現在 ※学区の児童生徒 数は 4 月 1 日 現在	R5：37 名 /学区の児童数 118 名 （割合：約 31. 4%） R4：34 名、R3：34 名 主な就学先：滝野小、いには 野小	R5：42 名 /学区の生徒数 62 名 （割合：約 67. 7%） R4：42 名、R3：35 名 主な就学先：滝野中、印旛中
⑪学区外就学の 状況（入） ※R5. 5. 1 現在	4 名 主な指定校：原小、六合小	8 名 主な指定校：小林中
⑫隣接する中学校 区	印西中学校区、小林中学校区、西の原中学校区、印旛中学校区、 滝野中学校区	



【本埜中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区域の見直し				・本埜中学校区には、小学校が1校しかないため、本埜中学校区内での通学区域の見直しはできない。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・本埜中学校区には、小学校が1校しかないため、本埜中学校区内でのブロック選択制の導入はできない。
③学校選択制の導入 (特認校制)	本埜小学校及び本埜中学校における小規模特認校制度の導入			・令和5年度から本埜中学校における小規模特認校制度を実施。 ・本埜小学校における小規模特認校制度の導入については、令和5年度から実施している船穂小学校における小規模特認校制度の効果の検証が必要である。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)				・本埜中学校区には、小学校が1校しかないため、本埜中学校区内での特定地域選択制の導入はできない。
⑤学校の統合 (小学校同士)				・本埜中学校区には、小学校が1校しかないため、本埜中学校区内での小学校同士の統合はできない。
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	本埜小 +本埜中	・前期課程 →小規模 ・後期課程 →小規模(過小)	本埜小：× 本埜中：×	・本埜小学校と本埜中学校を統合し、義務教育学校を新設しても、前期課程、後期課程とも適正規模化できないため、義務教育学校を新設するのは難しい。
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	本埜小 +本埜中	・全体 →適正規模に満たない		

※施設受入面：○…受入学校の教室総数 \geq 学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数
×…受入学校の教室総数 $<$ 学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移（学校の統合後）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新 義務教育学校 (前期課程)	76	6	76	6	80	6	84	6	78	6	77	6
新 義務教育学校 (後期課程)	20	2	36	3	41	3	39	3	34	3	31	3
新 義務教育学校 (全体)	96	8	112	9	121	9	123	9	112	9	108	9

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和11年度の特別支援学級数：前期課程2学級・後期課程2学級



⑨ 滝野中学校区

項目	滝野小学校	牧の原小学校	滝野中学校
①所在地	印西市滝野5-1	印西市牧の原3-1-1	印西市滝野5-2
②開校年	平成9年	平成27年	平成9年
③教室保有数 ※R5.4.1時点	総数21教室 ▪ 普通教室：21教室 ▪ 小スペース教室：0教室	総数33教室 ▪ 普通教室：29教室 ▪ 小スペース教室：4教室	総数25教室 ▪ 普通教室：23教室 ▪ 小スペース教室：2教室
④児童生徒数の 推移	R5：515名→R11：600名 ※85名の増	R5：900名→R11：1,352名 ※452名の増	R5：388名→R11：678名 ※290名の増
⑤通常学級数の 推移	R5：17学級→R11：21学級 ※4学級の増	R5：27学級→R11：41学級 ※14学級の増	R5：12学級→R11：20学級 ※8学級の増
⑥特別支援学級数 の推移	R5：4学級→R11：4学級 ※増減なし	R5：5学級→R11：6学級 ※1学級の増	R5：2学級→R11：3学級 ※1学級の増
⑦学校規模の推移	R5：適正規模 →R11：適正規模	R5：大規模 →R11：大規模（過大）	R5：適正規模 →R11：適正規模
⑧通学区域 ※遠距離通学者 は、R5.5.1時点 の在校生	▪ 東西：約1.1km ▪ 南北：約1.4km ▪ 遠距離通学者 道路約1.2km	▪ 東西：約3.0km ▪ 南北：約1.8km ▪ 遠距離通学者 道路約2.7km	▪ 東西：約3.9km ▪ 南北：約2.2km ▪ 遠距離通学者 道路約2.1kmm
⑨スクールバスの 運行	なし	なし	なし
⑩学区外就学の 状況（出） ※各年5月1日 現在 ※学区の児童生徒 数は4月1日 現在	R5：4名 /学区の児童数505名 （割合：約0.8%） R4：6名、R3：5名 主な就学先：牧の原小	R5：7名 /学区の児童数886名 （割合：約0.8%） R4：3名、R3：7名 主な就学先：船穂小	R5：10名 /学区の生徒数370名 （割合：約2.7%） R4：14名、R3：10名 主な就学先：西の原中
⑪学区外就学の 状況（入） ※R5.5.1現在	21名 主な指定校：本埜小	22名 主な指定校：木下小、滝野小	56名 主な指定校：本埜中、西の原中
⑫隣接する中学校 区	印西中学校区、西の原中学校区、本埜中学校区		



【滝野中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区域の見直し				・通学区域の見直しを行っても、牧の原小学校の大規模校を解消することは難しい。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・牧の原小学校が大規模校(過大)であるため、ブロック選択制の導入はできない。
③学校選択制の導入 (特認校制)				・小規模校(過小)がないため、小規模特認校制度の導入はできない。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)	牧の原小学校区から滝野小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入			・牧の原小学校の児童数が数十人程度減少することが見込まれるが、滝野小学校の教室数が不足するおそれがあるため、特定地域選択制の導入はできないが、牧の原小学校区から木下小学校区への通学区域制度の弾力的な運用について、検討が必要である。
⑤学校の統合 (小学校同士)	滝野小 + 牧の原小	大規模(過大)	滝野小: × 牧の原小: ×	・前期課程の学校規模が大規模(過大)になってしまう。 ・学校の統合に対応できる学校施設の増築場所を各学校用地内で確保することが難しいため、学校の統合はできない。
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	滝野小 + 牧の原小 + 滝野中	・前期課程 →大規模(過大) ・後期課程 →適正規模	滝野小: × 牧の原小: × 滝野中: ×	
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	滝野小 + 牧の原小 + 滝野中	・全体 →適正規模 を超える		

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数
×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR11学級数+R11特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移(学校の統合後)

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新 義務教育学校 (前期課程)	1,603	49	1,786	54	1,885	58	1,995	60	2,000	60	1,952	58
新 義務教育学校 (後期課程)	392	12	420	13	497	15	553	17	621	19	678	20
新 義務教育学校 (全体)	1,995	61	2,206	67	2,382	73	2,548	77	2,621	79	2,630	78

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和11年度の特別支援学級数：前期課程10学級・後期課程3学級



(3) 隣接する中学校区と学校の統合をした場合の学校規模

各中学校区における実施方策を実施しても、適正規模化することが難しい小学校（原山小学校、本埜小学校）と中学校（印西中学校、船穂中学校、小林中学校、印旛中学校、本埜中学校）について、隣接する中学校区と学校の統合をした場合の学校規模は次のとおりです。

なお、大規模校については、更なる大規模化を防ぐため、統合の組み合わせから除くこととします。

		統合の組み合わせ	学級数		学校規模
			通常学級	特別支援学級	
印西中学校区 + 船穂中学校区	中学校	印西中+船穂中	10	3	小規模
印西中学校区 + 木刈中学校区	中学校	印西中+木刈中	28	5	大規模
印西中学校区 + 小林中学校区	中学校	印西中+小林中	12	4	適正規模
印西中学校区 + 原山中学校区	小学校	木下小+大森小+原山小	19	5	適正規模
	中学校	印西中+原山中	18	6	適正規模
印西中学校区 + 本埜中学校区	小学校	木下小+大森小+本埜小	17	5	適正規模
	中学校	印西中+本埜中	6	3	小規模
印西中学校区 + 滝野中学校区	中学校	印西中+滝野中	24	5	適正規模
船穂中学校区 + 木刈中学校区	中学校	船穂中+木刈中	29	4	大規模
船穂中学校区 + 原山中学校区	小学校	船穂小+高花小+原山小	17	5	適正規模
	中学校	船穂中+原山中	17	6	適正規模
船穂中学校区 + 印旛中学校区	中学校	船穂中+印旛中	12	3	適正規模
木刈中学校区 + 原山中学校区	小学校	木刈小+原山小	15	3	適正規模
小林中学校区 + 本埜中学校区	小学校	小林小+小林北小+本埜小	14	4	適正規模
	中学校	小林中+本埜中	8	3	小規模
印旛中学校区 + 本埜中学校区	小学校	六合小+平賀小+いには野小 + 本埜小	16	4	適正規模
	中学校	印旛中+本埜中	9	4	小規模
本埜中学校区 + 滝野中学校区	小学校	本埜小+滝野小	23	4	適正規模
	中学校	本埜中+滝野中	21	3	適正規模

※学級数及び学校規模については、令和5年5月1日現在における令和11年度の児童生徒数等推計を基に記載。



5 印西市における学校適正配置の検討結果

第二次基本方針の考え方にに基づき、あらゆる面から検討した結果、本市における望ましい学校の配置を次のとおり提示します。

なお、学校規模及び施設受入面については、令和5年5月1日現在における令和11年度の児童生徒数等推計を基に記載しています。

(1) 印西中学校区・小林中学校区

小学校については、中学校区ごとの実施方策により、学校規模の適正化を図ることが望ましいと考えます。

中学校については、各中学校区における実施方策を実施しても、印西中学校と小林中学校は適正規模に満たないため、通学距離、地域の歴史、学校との社会的な繋がりなどの地域特性を踏まえ、印西中学校と小林中学校の統合が望ましいと考えます。

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
学校の統合 (小学校同士)	木下小+大森小	適正規模	木下小：× 大森小：×	小規模校同士の統合であるため、どちらの学校施設を利用するか検討する必要がある。
	小林小+小林北小	適正規模	小林小：○ 小林北小：○	
学校の統合 (中学校同士)	印西中+小林中	適正規模	印西中：○ 小林中：×	

(2) 船穂中学校区・原山中学校区

小学校については、船穂中学校区の小学校は、中学校区ごとの実施方策により、学校規模の適正化を図れますが、原山小学校は各中学校区における実施方策を実施しても、内野小学校との統合の場合には、施設受入面に余裕がなく増改築等の対応が必要となることから、通学距離、地域の歴史、学校との社会的な繋がりなどの地域特性を踏まえ、船穂小学校と高花小学校と原山小学校の統合が望ましいと考えます。

また、内野小学校については、今後、教室数が不足するおそれがあるため、児童数増加の緩和策として、内野小学校区から原山小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入を実施します。

中学校については、各中学校区における実施方策を実施しても、船穂中学校が適正規模に満たないため、小学校の統合を考慮し、船穂中学校と原山中学校の統合が望ましいと考えます。

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
学校の統合 (小学校同士)	船穂小+高花小+ 原山小	適正規模	船穂小：× 高花小：○ 原山小：○	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度から実施する船穂小学校における小規模特認校制度の効果の検証が必要である。 小規模校同士の統合であるため、どの学校施設を利用するか検討する必要がある。



実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
学校の統合 (中学校同士)	船穂中+原山中	適正規模	船穂中：× 原山中：×	統合する場合の存続校は、適正規模校である原山中とし、学校施設は原山中の校地・校舎を利用することとする。
学校選択制の導入 (特定地域選択制)	内野小学校区から原山小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入			令和5年度から実施
現状維持	内野小	適正規模		

(3) 木刈中学校区

大規模校（過大）である小倉台小学校については、必要に応じ、学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、児童数増加の緩和策として、小倉台小学校区から木刈小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入を実施します。

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
学校選択制の導入 (特定地域選択制)	小倉台小学校区から木刈小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入			令和6年度から実施予定
現状維持	木刈小	小規模		
	小倉台小	大規模（過大）		
	木刈中	大規模		

(4) 西の原中学校区

大規模校である西の原小学校及び西の原中学校、大規模校（過大）である原小学校については、必要に応じ、学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、児童生徒数増加の緩和策として、西の原小学校区及び原小学校区から高花小学校区等への通学区域制度の弾力的な運用の導入を実施します。

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
学校選択制の導入 (特定地域選択制)	西の原小学校区から高花小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入			令和5年度から実施
	原小学校区から高花小学校区等への通学区域制度の弾力的な運用の導入			令和6年度から実施予定



実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
現状維持	西の原小	適正規模		令和5年度から校舎の増築工事を開始し、20教室程度を増築予定（令和7年4月に供用開始予定）
	原小	大規模（過大）		
	西の原中	大規模（過大）		

（5）印旛中学校区

小学校については、中学校区ごとの実施方策により、学校規模の適正化を図ることができますが、中学校については、各中学校区における実施方策を実施しても、適正規模に満たないため、隣接する中学校区との学校の統合を検討しましたが、印旛中学校区の通学区域が広いいため、施設一体型の義務教育学校とする学校の統合が望ましいと考えます。

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	六合小+平賀小+ いには野小+印旛中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前期課程 → 適正規模 ・ 後期課程 → 小規模 ・ 全体 → 適正規模 	六合小：× 平賀小：× いには野小：× 印旛中：×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の増改築により、全ての児童生徒を受け入れることができる学校があるか検討する必要がある。 ・ どの学校においても、全ての児童生徒を受け入れることができない場合には、施設分離型の義務教育学校の検討を行うこととする。

（6）本埜中学校区・滝野中学校区

小学校については、各中学校区における実施方策を実施しても、本埜小学校が適正規模に満たないため、通学距離、地域の歴史、学校との社会的な繋がりなどの地域特性を踏まえ、本埜小学校と滝野小学校の統合が望ましいと考えます。

また、大規模校である牧の原小学校については、必要に応じ、学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、児童数増加の緩和策として、牧の原小学校区から木下小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入を実施します。

中学校については、各中学校区における実施方策を実施しても、本埜中学校が適正規模に満たないため、小学校の統合を考慮し、滝野中学校と本埜中学校の統合が望ましいと考えます。



実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
学校の統合 (小学校同士)	本埜小+滝野小	適正規模	本埜小：× 滝野小：×	統合する場合の存続校は、適正規模校である滝野小とし、学校施設は滝野小の校地・校舎を利用することとする。
学校の統合 (中学校同士)	本埜中+滝野中	適正規模	本埜中：× 滝野中：○	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度から実施している本埜中学校における小規模特認校制度の効果の検証が必要である。 統合する場合の存続校は、適正規模校である滝野中とし、学校施設は滝野中の校地・校舎を利用することとする。
学校選択制の導入 (特定地域選択制)	牧の原小学校区から木下小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入			実施を検討
現状維持	牧の原小	大規模（過大）		令和5年度から校舎の増築工事を開始し、16教室を増築予定（令和6年4月に供用開始予定）



6 学校適正配置の優先度及び今後の進め方

学校数については、現在、小学校18校、中学校9校、合計27校ですが、学校適正配置の実施方策の考察等の結果、将来的には、小学校10校、中学校5校、義務教育学校1校の合計16校が望ましい学校数になります。

ただし、学校適正配置を進めるにあたっては、通学距離と通学時間及び地域の歴史や学校との社会的な繋がりなどの地域特性に配慮し、学校施設の充当可能見込み財源の中で維持できる学校数を考慮した上で検討してまいります。

学校の統合については、原則として、令和11年度における児童生徒数の少ない学校から順に段階的な推進を図ることとしますが、児童生徒数の推移等を総合的に判断した上で、必要に応じて、学校適正配置の優先度の見直しを行っていくこととします。

今後の進め方として、まず、第二次基本方針策定後、第二次基本方針の趣旨を市民に広く理解してもらうため、速やかに第二次基本方針の周知を行うこととします。


その後、令和6年度より一番優先度の高い学校における学校の統合から順に段階的に保護者・地域の合意形成に着手していきたいと考えています。

なお、小規模特認校制度を実施している船穂小学校及び本埜中学校については、小規模特認校制度の効果の検証が必要であると考えていますが、養護教諭及び事務職員が配置されない2学級以下（特別支援学級を含む。）となる場合には、速やかに実施方策に着手していきたいと考えています。

また、大規模校の対応については、必要な対応を速やかに実施することとします。

■学校適正配置の優先度の目安（小規模校）

【小学校】

学校適正配置の組み合わせ	優先度	<参考>令和11年度における適正規模に満たない小学校の児童数が少ない順
六合小+平賀小+いには野小+印旛中 (義務教育学校)	高  低	①平賀小→②六合小→③本埜小→④船穂小 →⑤小林北小→⑥原山小→⑦木下小→⑧大森小→⑨小林小→⑩いには野小
本埜小+滝野小		
船穂小+高花小+原山小		
小林小+小林北小		
木下小+大森小		

※船穂小学校については、令和5年度から小規模特認校制度を実施しているため、優先度に関わらず、小規模特認校制度の効果の検証を踏まえ、優先度の見直しを行っていく必要がある。



【中学校】

学校適正配置の組み合わせ	優先度	<参考>令和11年度における適正規模に満たない中学校の生徒数が少ない順
滝野中+本埜中	高 ▼ 低	①本埜中→②船穂中→③印西中→④小林中 →⑤印旛中
船穂中+原山中		
印西中+小林中		

※本埜中学校については、令和5年度から小規模特認校制度を実施しているため、優先度に関わらず、小規模特認校制度の効果の検証を踏まえ、優先度の見直しを行っていく必要がある。

※印旛中学校については、義務教育学校として検討を行うため、小学校の優先度により対応することとする。

■学校適正配置の優先度の目安（大規模校）

【小学校】

学校名	優先度	<参考>令和11年度における適正規模を超える小学校の児童数が多い順
原小学校	高 ▼ 低	①原小学校→②牧の原小学校→③小倉台小学校
牧の原小学校		
小倉台小学校		

【中学校】

学校名	優先度	<参考>令和11年度における適正規模を超える中学校の児童数が多い順
西の原中学校	高	①西の原中学校→②木刈中学校
木刈中学校	低	

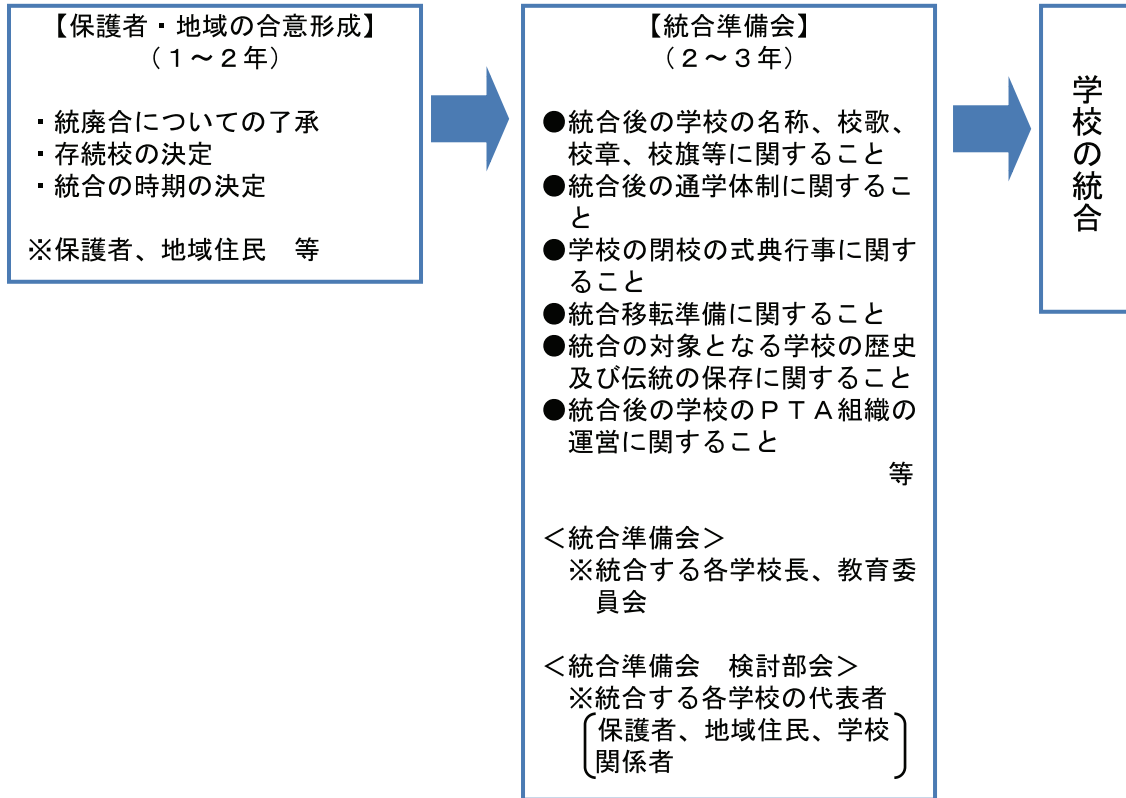


7 学校の統合及び分離・新設までの流れ

■学校の統合までの流れ

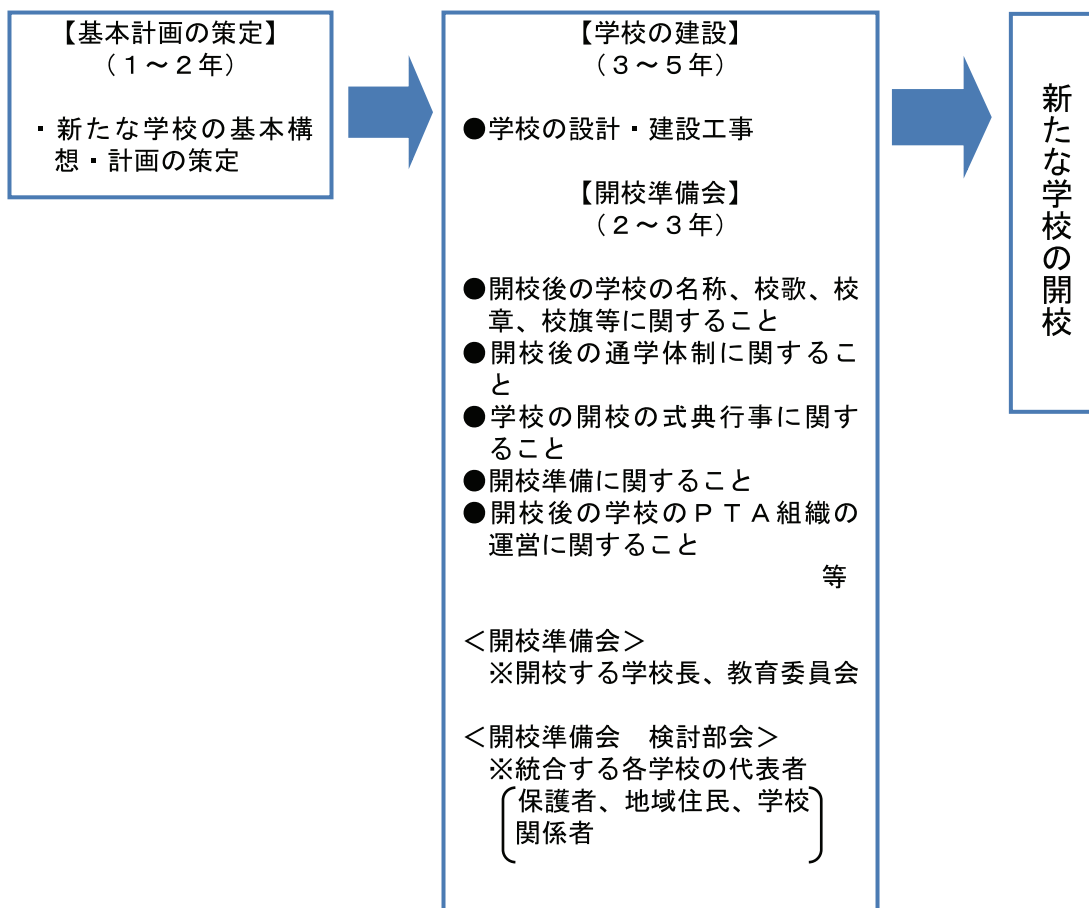
学校の統合までには、多くの手続きが必要となります。

下の図は、その流れ（イメージ）を表したもので、統合までに約5年程度の期間を要すると考えています。



■学校の分離・新設までの流れ

学校の分離・新設までには、多くの手続きが必要となります。
 下の図は、その流れ（イメージ）を表したもので、分離・新設までに約5年程度の期間を要すると考えています。



8 学校適正配置を進めるにあたっての留意事項

(1) 児童生徒への配慮

学校適正配置により、児童生徒はそれまでの人間関係に加えて新たな教職員や友人などとの人間関係の構築に取り組むこととなります。児童生徒が新しい学校生活にスムーズに移行できるよう教職員の配置はもとより、事前に学校間の交流活動等を計画的に行うなど、児童生徒の心身の負担軽減に向けた対応を講じてまいります。

【具体例】

- ・学校見学会の実施
- ・事前交流活動（合同授業、合同行事）
- ・学校問題対策指導員などの派遣
- ・統合に伴う教員配置への配慮
- ・意識調査等の実施

(2) 通学への配慮

学校適正配置により、通学路に変更が生じる場合は、通学路の安全確保に努めるとともに、学区が広くなり通学距離が遠距離となる場合は、必要に応じて通学支援策を検討します。

【具体例】

- ・通学路の安全マップの作成
- ・通学路の安全対策
- ・学区拡大に伴うスクールバス運行の検討

(3) 地域への配慮

学校には歴史や伝統があり、地域との結びつきも強いことから、学校適正配置を推進するうえでは、保護者や地域の方々と課題を共有し、理解と協力を得られるように努めます。

【具体例】

- ・保護者及び地域住民を対象とした説明会の実施
- ・ホームページ等での周知

(4) 統合後の学校施設

印西市公共施設等総合管理計画において、「施設の廃止により生じる跡地は原則として売却するなどし、公共施設等への充当可能財源の確保に努めます。ただし、施設の老朽化状況や地域のニーズ等を踏まえて必要性が認められる場合は、施設の活用等の検討も行います。」と定められていることから、統合により廃止となった学校施設等の必要性について、検討を行います。

【具体例】

- ・市内における跡地等活用、又は処分方法の検討
- ・地域住民を対象とした説明会等の実施



